

鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクト業務委託仕様書

1 業務名称

鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクト業務委託

2 概要

本市では、令和6年（2024年）9月に公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン及び株式会社三井住友フィナンシャルグループと連携協定を締結し、子どもの教育格差解消に向けた新たな取組である「鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクト」を実施してきた。本プロジェクトは、就学援助費受給世帯・生活保護受給世帯の小学4年生から中学3年生までの児童生徒を対象に、学習、スポーツ、文化・芸術活動、自然体験・社会体験等といった地域の多様な学びの場で利用できるクーポンを提供するものである。

連携協定に基づく取組は令和7年度までの実施を予定していたが、これまでの一定の成果を踏まえ、継続的な取組が必要と判断されたため、令和8年度も同様の趣旨で本プロジェクトを引き続き実施することとした。

これまでの成果を踏まえ、鎌倉市放課後エンパワーメント・プロジェクトの継続的な実施を通じて、子どもたちの放課後における学習及び体験機会を確保することを目的として業務委託を行うものである。

3 委託期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 委託業務内容

（1）クーポン発行・清算業務

学習、スポーツ、文化・芸術活動、自然体験・社会体験等といった地域の多様な学びの場で利用できるクーポンを提供すること。

ア 対象

鎌倉市における就学援助費受給世帯及び生活保護受給世帯の小学4年生～中学3年生（なお、就学援助世帯の認定は当該年度の6月中旬～下旬頃となるが、4月から認定までの間は前年度の認定状況を基にクーポン配布可否を判断することとする。）

イ クーポンの利用先となる参画事業者（以下「参画事業者」という。）

学校外のスポーツ活動、文化芸術活動、自然体験・社会活動、学習活動などを行う事業者（地域のNPO、クラブ、習い事、学習塾等）を想定している。

なお、「4（3）参画事業者の広報・連絡業務」に記載するとおり、クーポンの利用先が増えるよう積極的に地域の事業者に働きかけること。

ウ クーポン提供額（上限）

- ・小学生：一人当たり8万円分（年額）
- ・中学生：一人当たり10万円分（年額）

エ クーポンの態様

原則としてスマートフォン等で利用可能な電子媒体のクーポン（電子ポイント）を発行することとするが、インターネット環境がない利用者及び事業者も利用可能な体制を整えること。また、クーポンの不正利用防止策を講じること。

オ クーポンの清算

参画事業者から請求を受けたクーポン利用による費用について、参画事業者に支払うこと。

(2) 利用者への広報・連絡業務

ア 利用者の募集に係る広報物等の資料を作成すること。

イ 市が決定したクーポン利用者（以下「利用者」という。）に対し、クーポンを発行すること。

ウ 利用者に対し、クーポンの利用方法等を周知すること。なお、周知に当たって、保護者・子どもにとって分かりやすいフライヤーを作成し、鎌倉市が実施する対象世帯への周知に協力すること。また、保護者・子どもにとって分かりやすいホームページを開設し、現状の放課後エンパワーメント・プロジェクトにおいて展開する内容以上の情報を掲載すること。

エ 参画事業者の情報を取りまとめ、利用者に対して情報提供を行うこと。

オ 利用者からの問合せに対応すること。

カ その他、鎌倉市と協議の上、必要に応じて利用者に関する業務を行うこと。

(3) 参画事業者の広報・連絡業務

ア 参画事業者の募集及び審査に係る広報物及び資料を作成すること。

イ 学習や体験等のサービスを提供している事業者に対し、本事業への参画登録の募集を行うこと。

ウ 本事業への参画登録を希望する者（以下「登録申請事業者」という。）から登録申請を受け付け、審査を行うこと。審査が完了した登録申請事業者の情報を市に共有し、登録決定をする前に市の承認を得ること。

エ 登録申請事業者のうち、活動の実態の確認が困難な事業者の実態調査を実施するとともに、調査結果について市に報告すること。また事業開始後、不正利用等の疑いがある参画事業者があった場合、当該事業者の事業所に訪問調査等を行い、調査結果を市に報告すること。

オ 登録決定した参画事業者に対し、参画事業者登録決定通知書を送付すること。

カ 参画事業者の名称、所在地、連絡先、活動内容等の情報を取りまとめ、公表すること。

キ 参画事業者に対して、クーポンの取扱い方法、請求方法等について案内し、必要に応じて説明を行うこと。

ク 利用者がクーポン利用を希望する事業者が参画事業者でない場合、当該事業者に対して登録の働きかけを行うこと。

ケ 参画事業者からの問合せに対応すること。

コ その他、鎌倉市と協議の上、必要に応じて参画事業者に関する業務を行うこと。

(4) 地域・福祉との連携業務

- ア 利用者に対する相談支援を行い、必要に応じて参画事業者並びに行政、地域の適切な支援機関及び支援者（以下「支援機関等」という。）の紹介を行うこと。
- イ 参画事業者と密に連携し、利用者に関する情報共有を行うと共に、必要に応じて市の関係機関と情報連携し、必要な支援につなげること。
- ウ 参画事業者、支援機関等に対する研修やネットワークづくり等を行い、本事業を通じた地域の支援体制を強化すること。
- エ 市の求めに応じて関係者会議に出席し、支援機関等に対して利用者の状況の報告や情報連携を行うとともに、特に支援を必要とする児童生徒（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている児童生徒等）に対する地域での見守り体制強化を図ること。
- オ 支援機関等や参画事業者に向けて本制度の周知を行うことで、支援につながりにいき児童生徒に対して支援を届けること。

5 工程管理・実施体制

- (1) 工程管理に際し、以下のことを遵守すること。
 - ア 契約期間中、少なくとも月1回以上の定例会を実施すること。
 - イ スケジュール及びタスクを管理し、定例会において必ず進捗状況を報告すること。
 - ウ スケジュールに著しい遅滞が発生した場合若しくは発生するリスクが生じた場合、速やかに教育委員会に報告すること。
- エ こどもの参加状況、事業者の登録状況等について定期的に報告すること。また、委託終了時までに全てをまとめた報告書を市に提出すること。報告書の内容については委託終了時までに余裕を持って鎌倉市に相談するとともに、納品内容・形態について合意したうえで納品すること。
- (2) 受注者は、本事業の趣旨を十分に理解し、発注者と協議の上、本事業実施に必要な人員を確保すること。
- (3) 次の表に掲げる職員は必ず配置すること。なお、業務管理者以外の職務については兼務を可とする。また、業務管理者に変更が生じた場合は速やかに発注者に届出を行うこと。

役職等	主な業務内容
業務管理者	<ul style="list-style-type: none">・事業の全体管理・従事者の管理・監督・指導・調整・セキュリティ管理
クーポン事務局担当者	<ul style="list-style-type: none">・クーポン発行業務・利用者関連業務・参画事業者関連業務・クーポンの精算業務・事業実施状況の報告

地域・福祉連携担当者

・地域・福祉連携業務

※ 業務管理者については教育、福祉等に関する専門資格を有するもの又は教育及び福祉（子育て支援・生活困窮者支援等）の業務に3年以上従事した経験を有する者を配置すること。

6 スケジュール

年月	内容
令和8年4月	利用者募集開始（随時受付） 事業者募集開始（随時受付） クーポン発行（クーポン利用開始）
令和9年1月	令和9年度の利用者申請受付
3月	令和9年度のクーポン発行

7 再委託の制限

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

8 成果物の帰属関係

- (1) 本委託業務の履行により受注者が作成し、発注者に納入した作成物の所有権・著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、発注者に帰属するものとする。受注者は、著作人格権の行使をしないこと。
- (2) 成果物の作成にあたり第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受注者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 作成物とは、受注者が発注者との協議の上に作成する一切の著作物等をいう。

9 その他

- (1) 受注者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (2) 業務の遂行に当たり、必要な消耗品、交通費等に要する費用については、受注者の負担とする。

10 その他の事項

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。